



消費者の権利と責任

私たちは、誰もが暮らしの中で、お金を支払って、物を買ったり、サービスを受ける「消費者」です。

■消費者とは

「消費者」とは、個人で代価を払って最終的に商品を使用する、もしくはサービスを受ける者をいいます。

消費者が、安全で安心して、健康で文化的な消費生活を送るためには、消費者の安全の確保と公正な契約の確保、つまり消費者の権利の確保が不可欠です。

この消費者の権利を、アメリカの故ケネディ大統領が、消費者には4つの権利がありそれを大統領の権限において保証すると連邦議会に提示したのが、世界各国の消費者行政の基本理念になったといわれています。

①安全への権利 ②情報を与える権利 ③選択をする権利 ④意見を聴かれる権利
また、フォード大統領が、

⑤消費者教育を受ける権利を加え、消費者の5つの権利として一般的に認識されるようになりました。

その後、国際的な消費者団体であるCII（国際消費者機構）が、消費者には8つの権利と同時に5つの責任があると提唱し幅広いものになりました。

「消費者の8つの権利」

- ①生活の基本的ニーズが保障される権利（十分な食料、衣服、家屋、医療、教育などといった基本的かつ必需の製品・サービスを得られること）
- ②安全である権利（健康・生命に危険な製品・サービスから守られること）
- ③知らされる権利（選択するに際して必要な事実を与えられる、又は不誠実あるいは誤解を与える広告や表示から守られること）
- ④選ぶ権利（満足いく質を持ち、競争価格で提供される製品・サービスがたくさんありその中から選ぶことができること）
- ⑤意見を反映される権利（政府が政策を企画・遂行する際に消費者利益の代表を含むこと）
- ⑥救済を受ける権利（誤り、偽物、あるいは不満足なサービスについての補償を含めて苦情が適切に処理されること）

⑦消費者教育を受ける権利（消費者の権利や責任などを知る以外にも、情報を与えられる商品やサービスを選ぶ知識と能力を得られること）

⑧健全な環境の中で働き生活する権利（現在および将来の世代に対して恐怖とならない環境で働き生活すること）

「消費者の5つの責任」

- ①批判的意識（商品やサービスの用途、価格、質に対し、敏感で問題意識をもつ消費者になるという責任）
- ②自己主張と行動（自己主張し、公正な取引をえられるように行動する責任）
- ③社会的関心（自らの消費行動が、他者に与える影響、とりわけ弱者に及ぼす影響を自覚する責任）
- ④環境への自覚（自らの消費行動が環境に及ぼす影響を理解する責任）
- ⑤連帯（消費者の利益を擁護し、促進するため、消費者として団結し、連帯する責任）

「権利」も「責任」も消費者が生活していくうえで、とても大切な基本的なことです。

被害に遭ったら、一人で悩まないで、早めに役場産業振興課水産林務商工グループ消費生活相談窓口へ相談しましょう。



犬の新規登録用紙

申請者	住所	〒		
	ふりがな			
氏名			電話番号	
犬	所在地	※		
	種類	・雑種	毛色	
	性別	名前		
	生年月日	体格	大・中・小	
	避妊・去勢手術の有無		有・無	

※印欄には、申請者の住所と犬の住所が異なる場合のみ記入してください。

◎散歩などの犬のフンは
飼い主が責任をもって
持ち帰りましょう

犬の放し飼い、フンの置き去り、無駄吠えなどの苦情が寄せられています。
しかし、犬だけではフンの片付けや狂犬病の予防接種はできません。
飼い主は責任と自覚を持って犬を飼いましょう。

犬を飼う場合は登録が必要です。犬の登録をする方は「犬の新規登録用紙」に必要事項を記入し、狂犬病予防接種の会場へ持参してください。

トイレは自宅の決まった場所ですせましょう（トレーニングすればできます）。散歩中はビニール袋を持ち歩いただけでなく、必ずフンを持ち帰りましょう。

お問い合わせ先

生活環境課

生活環境グループ

(☎2-2454)